

役員及び評議員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こしば福社会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員には勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び常勤役員については報酬、賞与、退職手当及び功労金を支給することができる。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じ報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 理事長及び常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、職員退職給与規程による
- (4) 給与規程に定める手当については、給与規定に準ずる額
- (5) 理事長及び常勤役員が職務のために出張したときは別表4により旅費を支給する。

(非常勤役員等に対する報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については別表3のとおり
- (2) 非常勤役員等が職務のために出張したときは別表4により旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給されている者には、役員報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、給与規程第3条の定めに準じて支給する。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、職員退職給与規程により支給する

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(功労金)

第8条 役員及び評議員等がその職を辞するにあたり、理事長が功労があったと認める場合には、別表5による功労金を支給することができる。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の発数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役 職	報 酬 の 額
理事長	月額 500,000 円以内とし理事会で決定する
常務理事	月額 800,000 円以内とし理事長が決定する
理事 (施設長)	月額 1,000,000 円以内とし理事長が決定する

別表 2 (常勤役員の賞与)

6 月賞与	報酬月額 × 1. 5 月分以内とし理事長が決定する
12 月賞与	報酬月額 × 2. 5 月分以内とし理事長が決定する

別表 3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員及び評議員選任・解任委員

	日 額
評議員会等法人業務への出席	10,000 円

(2) 理事

	日 額
理事会等法人業務への出席	10,000 円

(3) 監事

	日 額
監事監査等法人業務への出席	10,000 円

別表 4 (旅費)

	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当 (円)	宿泊料(円)
県内	普通旅客運賃	普通旅客運賃	実費	実費	1,500	12,000
	研修旅費	同上	同上	実費	1,500	12,000
県外	普通旅客 特別料金	同上	同上	同上	2,000	18,000
自家用車の利用		走行距離 (キロ当たり 20 円)				

別表 5 (功労金)

	功 労 金
理事長及び常勤役員 3年以上 5年以上 7年以上 10年以上	報酬額 0.5月 1.0月 2.0月 3.0月
非常勤役員及び監事 1期以上 2期以上 3期以上 4期以上	3万円 5万円 7万円 10万円
評議員及び評議員選任・解任委員 1期以上 2期以上 3期以上	5万円 10万円 15万円